

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 財産債務調書

Q. 平成27年度分の確定申告から財産及び債務の明細書の代わりに財産債務調書になるとか。どう変わるのですか

A. 所得税及び相続税の申告の適正性を確保する観点から財産及び債務の明細書が見直され、一定の基準を満たす人については、財産債務調書を提出しなければならないこととなりました。

財産債務調書制度は、所得税の確定申告書を提出しなければならない人が、その年分の総所得金額及び山林所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合に、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を翌年の3月31日までに提出しなければならないという制度です。

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されるという特典が与えられている一方で、財産債務調書の提出が提出期限内にならない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む)に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されることとなっています。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hotei/7457.htm>

★ 国外財産調書

Q. 国外に一定額以上の財産がある人は書類を提出しなければならないようになったとか。どのようなものなのですか？

A. 年末に5千万円を超える国外財産を有する非永住者以外の居住者は、所轄税務署長に国外財産調書を翌年3月15日までに提出しなければなりません。

国外財産調書の提出制度は、国外財産に係る課税の適正化の観点から、平成24年度の税制改正で導入され、平成26年1月から施行されている制度です。

内容は、その年12月31日において、5千万円を超える国外財産を保有する非永住者以外の居住者は、その翌年3月31日までに国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を所轄税務署に提出しなければならないというものです。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人を

いい、非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以上である個人をいいます。

なお、国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する個人その他一定の者については、国内に住所を有する者と推定されることとなっています。国外財産調書が適正に提出されるよう、次のインセンティブが用意されています。

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、**国外財産調書に記載がある国外財産に関して、所得税や相続税に申告漏れが生じたとき**であっても、**その国外財産に係る過少申告加算税が5%軽減**されます。
- ② 国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に**記載すべき国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税が5%加重**されます。
- ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は提出期限内に提出しなかった場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hotei/7456.htm>

★ 国外居住親族の居住地

Q. 国外に居住する子を扶養控除の対象にする場合、書類の提出が必要になるとのことですが、留学の場合もおなじですか？

A. 海外に居住する親族を扶養控除の対象とする場合、平成28年以降、一定の書類を提出しなければならなかったこととなりましたが、お尋ねのように学術や技芸の習得のため国外に居住することとなった者の住所の判定については、次のようにその習得のために居住する期間その居住する地に「職業」を有するものとして、推定することとなっています。

【国内に住所を有する者と推定する場合】

- ① その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること
- ② その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること

したがって、その留学が1年以上要するというのであれば、国内に住所を有する者と推定されますので、この適用の対象外ということになります。

★ 納税管理人

Q. 仕事で海外に1年以上赴任することになりました。これまで行っていた不動産所得に係る確定申告は、どうしたらいいですか？

A. 1年以上の予定で海外に赴任する場合、所得税法では非居住者となりますので、国内で不動産所得等がある場合は、納税管理人を選定して、納税管理人を通じて確定申告等を行うこととなります。

納税管理人になる人の資格や要件は特に定められていませんので、誰でもなれるのですが、納税者の納税地を所轄する税務署の管轄内に住所を有しており、その委任事務の処理について便宜を有する者のうちから選任されなければならないとされています。

また、納税者が納税管理人を選定したときは、次の事項を記載した届出書を所轄税務

署に届け出なければなりません。

- ①納税者の納税地
- ②海外における住所又は居所となるべき場所
- ③納税管理人の氏名及び住所又は居所
- ④納税管理人を定めた理由

なお、消費税についても課税事業者である場合は、納税管理人を選任して、納税管理人を通じて消費税に関する事務処理を行うこととなります。

消 費 税

★ 簡易課税制度のみなし仕入率の改正

Q. 消費税の簡易課税制度が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A. 平成27年4月1日以後開始事業年度から、金融保険業と不動産業のみなし仕入率が改正されています。

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が、平成27年4月1日開始事業年度から、一部改正になっています。

みなし仕入率とは、簡易課税制度を選択している事業者が、課税標準額に対する税額に一定の率を乗じて課税仕入の額を計算する場合に適用する一定の率のことをいいます。

今回の改正では、第4種事業に該当していた金融保険業が第5種事業に変更になり、みなし仕入率が60%から50%に、そして、第5種事業に該当していた不動産業が第6種事業になり、みなし仕入率が50%から40%に変更になっています。

ところで、改正前の課税期間における売上げについて、平成27年4月1日以後に対価の返還等があった場合にはどうなるかという点が気になるところですが、これについては、その対価の返還等があった時点における業種区分に基づいて処理することとされており、ひもつき処理はしませんので注意しておいてください。

★ 課税期間の短縮の効力発生時期

Q. 新設法人ですが、消費税の課税期間の短縮の適用を受けようと思っています。届出書を提出した場合の効力の発生時期はいつからになりますか？

A. 届出書を提出した日の属する1ヶ月又は3ヶ月単位の期間の翌期間から生じます。

消費税の課税期間の短縮の制度とは、個人事業者については1ヶ月又は1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の各期間を、また法人については、事業年度開始の日以後1ヶ月又は3ヶ月ごとに区分した各期間を課税期間とする制度で、これを届け出た事業者は2年間継続適用しなければならないこととなっています。

この特例の適用を受けるには、消費税課税期間特例選択届出書を提出しなければなりません。

届出書の効力は、原則は、届出書の提出があった日の属する期間(上記の3ヶ月ごと又は1ヶ月ごとに区分された期間)の翌期間の初日以後となっていますが、設立法人で、提出日の属する期間が事業を開始の日の属する期間の場合は、設立の日以後、生ずることになります。事業を開始した日の属する課税期間から、課税期間の短縮の特例制度を選択する場合には、消費税課税期間特例選択届出書をその事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出すれば、その期間から選択できます。